

## 都庁国籍任用差別撤廃訴訟について上告棄却の判断を求めます

保健師として東京都に勤務する鄭香均チョンヒャンギョンさんが、管理職選考受験を都に拒否されるという都庁国籍任用差別事件が起こってから、すでに10年余を経過しています。97年11月、東京高裁判決が出されました。判決は「公務員でも、職務内容や権限などにより外国人の任用が許される管理職もある」とした上で「外国籍の職員から受験の機会を奪うことは管理職への昇任の道を閉ざし、法の下の平等や職業選択の自由を定めた憲法に反し、違憲」とする画期的なものでした。

公務員の職員採用における国籍条項をめぐるのは、在日コリアンをはじめとする外国籍住民の多く住む地域（兵庫、大阪、神奈川、愛知等）の市町村で、完全撤廃への動きが着実に進み、政令指定都市においてもすべての自治体において、国籍条項撤廃が実現されています。

さらに県レベルにおいても撤廃が進み、高知、神奈川、大阪などの11府県で撤廃が実現されています。国籍条項撤廃の流れは、もはや押し戻すことのできない大きな潮流となっていることは明らかです。逆に、いつまでも国籍条項に固執している自治体の、外国籍住民に対する姿勢と人権感覚こそが徹底して問われるべきものとなっています。

この10年間、日本社会も大きく変わってきています。多くの外国籍住民が地域社会の構成メンバーとして活躍しています。外国籍住民に地方参政権を認めようという決議は、すでに全国の半分近くの区市町村議会からあがり、また住民投票などにおいても地域に居住する外国人を含めて認めていこうとするのが、今日的な大きな流れとなっています。どこに生まれどこで生活しようとも人としての人権が保障され、社会的な権利、あるいは一定の政治的権利をも含めて保障しようとしているのが今の国際人権の趨勢です。

都庁国籍任用差別撤廃訴訟は、日本社会における外国人の人権保障を問う試金石のひとつです。高裁判決以降、全国で多くの自治体が国籍条項を撤廃しました、すでに外国籍職員が管理職となって活躍している自治体も存在しています。また、少なくとも700名を越える外国籍の職員が採用され、全国の自治体職場の第一線で活躍しています。

私たちはここに連名し、歴史の大きな流れを押し止め、逆流させようとする東京都の上告をあらためて弾劾するとともに、最高裁に対し、速やかに良識ある判断を示し、都の上告を棄却することを求めます。

2004年 月 日

名 前	住 所

取扱い団体（ ）